



きぬこかい新聞

発行
国土交通省
下館河川事務所
きぬこかい情報発信局

〒308-0841
茨城県筑西市二木成1753
Tel 0296-25-2161
HPアドレス
http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/



平成二十四年度 総合地震防災訓練実施

関東地方整備局では、九月五日(水)総合地震防災訓練を実施しました。

これは、首都直下型地震を想定した大規模災害時における、関東地方整備局全体の迅速な状況把握、関係機関との連携等実践的・総合的な訓練を行うものです。東京都二十三区内で震度六強の地震を観測したという想定の下、当事務所も「首都直下地震非常体制」となりました。

平成二十三年三月十一日の東日本大震災以降、「どんな地震がいつ来てもおかしくはない」と誰もが思っています。訓練は管内管理区間の鬼怒川・小貝川の堤防・河川構造物の巡視・点検、情報収集、重大災害事務所への先遣隊の派遣、被害発生時の把握及び復旧検討・模擬記者会見等実践的に行い、災害対策に備えました。



堤防点検(台風期)を 終了しました

河川管理については、「日々の河川巡視」「安全利用点検」「許可工作物履行検査」及び「重要水防箇所の合同巡視」「堤防点検」等々を行い維持管理に努めております。

今年度の台風期の堤防点検を、八月七日(火)から九月十二日(水)にかけて行い、クランクやわだち、堤防法面の状態、水門・樋管・橋梁等の構造物について確認を行った結果、大きな異常は確認されませんでした。

今後とも台風等による出水に備え、河川巡視等により、日々の河川管理を行っていきます。



行ってみよう！ 建設フェスタ2012

平成二十四年十月二十八日(日)に、国営ひたち海浜公園西口ゲート前特設会場(ひたちなか市新光町四十一)において、茨城県の建設フェスタ2012が開催されます。

このイベントは、茨城県内の公共団体や建設産業に関連する各種団体が一体となって地域の皆さんとのふれあいを通じて、特に次代を担う子供に生活・社会基盤の整備を担う建設事業に対する理解と建設産業の魅力を知っていただくために、

- 建設業のイメージアップ
- 働く人々への環境改善
- 若い人達への魅力づくり

を目的に毎年実施しているものです。

今年で十九回を数え、毎年一万五千人もの来場者があり皆さんに好評を得ています。建設機械体験などの各種体験コーナー、クイズラリーやゲーム、パネル展示等楽しみながら参加できるイベントが盛りだくさんです。

行ってみたいかがでしうか？



外来植物の抜き取りと カワラノギク観察会

鬼怒川左岸(さくら市氏家・氏家大橋上流約三百m地点)において、鬼怒川の礫河原環境を悪化させるシナダレスズメガヤの除去作業と、礫河原固有種のカワラノギクの観察会を行います。

このイベントは、礫河原に生息する貴重な動植物の保全活動を行っている「うじいえ自然に親しむ会」が中心となり、鬼怒川・多摩川・相模川にしか生息しないというカワラノギクの保全のための取り組みとして行っているものです。

当日は、除去作業の後、カワラノギクの観察会を行い、専門家による講話・意見交換会を行うものです。薄紫色の可憐なカワラノギクを見に来るはかがでしうか。

また、お昼には勝山鍋を食べながらみんなで歓談しましょう。

日時 平成二十四年十月十四日(日) 九時～

場所 栃木県さくら市
(氏家大橋上流約三百m地点)

問い合わせ先 うじいえ自然に親しむ会
(事務局・さくら市ミュージアム)
電話 028(682)7123

自治体と合同で 第一回ホームレス巡視を実施

平成二十四年九月六日(木)から十四日(金)までの五日間、五市沿川自治体との合同で河川敷に居住するホームレスの合同巡視を実施しました。

本年、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、有効期限を五年延長することが決まり、引続き国と地方公共団体が相互の緊密な連携を図り、ホームレスの自立支援等を促すために実施することになりました。

今年度より、鬼怒川・小貝川に該当する沿川自治体(五市)と実施することになり、当事務所では不法占用の解消及び台風等による洪水時の小屋等の流失による河川施設への支障の軽減、生命の危険等を文書で十分説明・指導を行い、河川敷からの退去を促しています。また、不在者には文書を物件に貼る等の指導も実施しました。

沿川自治体は、本人への健康等の聞取りや自立支援を促しました。

今回の合同巡視では、自立支援に前向きな居住者もいたため、次回の合同巡視(来年一月予定)までに物件も含め、一人でも多くの方が自立され退去されればと思います。



注意

あなたが住居としているこの場所は、国土交通省が管理している河川区域です。

この場所は、大雨の時には増水の恐れのある区域です。

なお、河川内に無断で小屋などを設けたり、有断に居住することは河川法に違反するものです。

さらに小屋なども大雨で流された場合には、下流の支障になります。

よって、このような理由により、すみやかに河川区域外へ退去するように注意します。

平成24年 9月12日
河川管理課 国土交通省下館河川事務所 石井出張所長
電話 028-667-0570

↑ 注意文(例)

河川区域内の火災について

今年度(九月十日現在)は過去二ケ年に比べ、堤防等の火災が多くなっています。

発見した場合は、近くの消防署に通報するよう宜しくお願いします。

◆H22年度からの火災報告 (単位:箇所)

	H22年度	H23年度	H24年度
鬼怒川	9	9	7
小貝川	3	3	9

H24年度は9/10現在

